

# 仕 様 書

## 1 件 名

駐留軍等労働者（船員を除く）に対する定期健康診断等及び成人病予防健康診断の役務（広島地区）

## 2 総 則

本仕様書は、契約担当官 岩国防衛事務所長 吉中 慎二（以下「甲」という。）及び契約責任者 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部長 針貝 雅喜（以下「乙」という。）が委託する駐留軍等労働者（日米両国政府を代表する機関によって締結された基本労務契約及び諸機関労務協約に基づいてアメリカ合衆国の軍隊又はその諸機関のために労務に服する者で国が雇用する者）（以下「丙」という。）に対する定期健康診断等及び成人病予防健康診断についての仕様を定める。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

## 4 実施時期等

### (1) 実施時期

ア 定期健康診断 令和8年8月から9月まで

イ 特殊健康診断

第1回 令和8年8月から9月まで（定期健康診断と同時期とする。）

第2回 令和9年1月から2月まで

ウ 成人病（5項目）予防健康診断 令和8年8月から9月まで

### (2) 実施時間

9：15から15：30までとする（事前準備及び撤収時間を除く。）。

\*実施時期及び時間等は、甲及び乙と十分調整を図り実施するものとする（米軍の都合や災害等により変更する場合は別途調整する。）。

\*実施日については、土曜日、日曜日、日本の祝日及び軍休日を除く。

### (3) 実施場所

健康診断の会場となる米軍施設は次のとおりとする。

ア 秋月弾薬庫 広島県江田島市江田島町秋月

（従業員数：約100名）

イ 川上弾薬庫 広島県東広島市八本松町宗吉

（従業員数：約130名）

ウ 広弾薬庫 広島県呉市広黄幡町

（従業員数：約40名）

エ 呉第六突堤 広島県呉市昭和町5番3号

（従業員数：約90名）

\*甲は丙に対し、各実施場所における健康診断会場を別途指示するものとする。

\*未受診者については、病院等で受診する等、別途調整するものとする。

(4) 実施方法

丙は、上記4(3)に示す実施場所において、胸部X線検査車両、胃部X線検査車両、心電図検診車両及び健診機材等を準備の上、実施するものとする。

(5) 検査項目等

別紙1及び2「役務の種類及び受診予定者数(定期健康診断等)」及び「役務の種類及び受診予定者数(成人病予防健康診断)」のとおりとする。なお、受診予定者数は増減する場合がある。

5 実施要領(定期健康診断及び特殊健康診断)

(1) 受診対象者名簿の作成等

甲は、受診対象者の情報を記録媒体(エクセルファイル)で作成し、健診実施日の1か月前(要調整)までに丙に提供するものとする。

(2) 健診に必要な受診票及び必要な容器等の送付

ア 丙は、健康診断受診票、検体容器及び封筒を準備し、甲が指定する日までに受診対象者の自宅へ発送するものとする。

イ 受診対象者に送付される受診票の様式、受診上の注意等の用紙については、予め甲に提出し、その了承を得ることとする。

ウ 上記5(2)アの封筒に、甲が作成した資料の封入を依頼することがある。

(3) 米軍施設への入門手続

ア 丙は、健康診断開始日の15日前までに、入門車両のリスト(車検証写しを添付)及び入門者リスト(運転免許証又はパスポート等の公的機関発行の写真付身分証明書の写しを添付)を甲へ提出する。

なお、入門する医師等は、健康診断当日、申請時に提出した身分証明書写しの原本を携帯するものとする。

イ 事前に申請した者及び車両以外は、米軍施設に立ち入ることができないため、丙は十分精査した名簿を提出するものとする。

ウ 米軍のエスコートにより米軍施設内に入り、米軍の規則等に従うとともに許可された区域以外は立ち入らないこと。

(4) 機材の搬入・運搬及び設営等

ア 健康診断の実施に伴う消耗品、備品及び機材の搬入、運搬、設営等は丙が行うものとする。

米軍施設内はアメリカ仕様の電圧であるため、健診車両、血圧検査、聴力検査等の各検査機器類の電圧変換器は甲が調達するものとする。(自家発電等が必要な米軍施設もあるので、詳細は、別途、甲と協議する。)

なお、設営に当たり、使用施設を傷つけないようシート等により壁、床等を保護するものとする。

イ 丙は健康診断開始時間を厳守するものとする。

ウ 丙は、健康診断会場において医師による診察・問診を実施するに当たり、仕切り等を設け、受診者のプライバシーの保護に配慮するものとする。

エ 丙は、女性のX線撮影に当たっては、必要とする検診車数を配置し、円滑な健康診断の実施に努めるものとする。

(5) 医師、看護師等の派遣

丙は、受診時間内に検査を終えられるように、受診者の人数に応じて、医師・検査技師・看護師・受付員等の必要な人員を派遣すること。

(6) 廃棄物の処理

丙は、健康診断終了後、原状回復するとともに清掃を実施し、廃棄物（採血針、検尿カップ及び脱脂綿等）を回収し適切に廃棄するものとする。

(7) 機器の整備

放射線装置、オージオメータ、心電図計等の使用する検査機器は適切な整備がなされていること。

なお、甲は、丙が使用する検査機器の保守点検の状況について確認するものとする。

(8) 健康診断の実施中の事故対応

健康診断実施の一連の行為の中において、事故及びトラブルが発生した場合、丙は、速やかに甲と協議して事態を収拾するものとする。

なお、事故等の収拾及び再検査等に費用が発生した場合は、丙の負担とする（甲に重大な過失がある場合を除く。）。)

(9) 健康診断結果の判定

丙は、上記において実施した特殊健康診断のうち、じん肺健康診断（じん肺法第3条及び第8条）及び石綿健康診断（石綿障害予防則第40条）の結果判定に際しては、次のとおり行うものとする。

ア 読影

胸部レントゲン写真の読影に5年以上従事した経験を有するなど、十分な経験を有する複数の呼吸器又は放射線の専門医による二重チェックを行うこと（呼吸器又は放射線に関連する学会の指導医、認定医、専門医等であることが望ましい。）。)

イ 比較読影

判定において、過年度分のフィルム等が必要な場合は、甲に報告し、フィルム等を取り寄せ比較読影すること（比較読影は二重チェックを行った医師がそれぞれ行うものとする。）。)

ウ 外部委託

読影の一部を外部に委託するときは、経歴書に業務に必要な免許等の写しを提出すること（委託先は石綿関連疾病の診断・治療等を手がける医療機関等が望ましい。）。)

6 実施要領（成人病予防健康診断）

(1) 受診票及びお知らせの作成

ア 事前に受診票及びお知らせを作成し、検診の1週間前までに受診者個人の自宅へ郵送する。

イ 受診票及びお知らせは、乙から提供されるデータに基づき、必要な項目等を印字する。

ウ お知らせには、受診項目、受診時間帯、健康診断に伴う注意事項を記載すること。

エ 予備として白紙の用紙を乙に送付すること。

(2) 会場準備

乙と事前打ち合わせをすること。

(3) 検診当日

交通渋滞、車の故障等により予定時刻までに到着不可能な場合は、乙に速やかに連絡し、措置を講じること。

また、軍側の都合により、入門ができない場合は、乙の指示により対応すること。

(4) 検診実施

受付、問診の際は、既往歴、業務歴、自覚症状、他覚症状等及び受診票の所属、氏名等具体的内容について記入漏れのないように聴取し、診察の参考にする。

検診において決められた時間以前に受診者が終了したとしても、原則的に決められた時間内は待機すること。

(5) 診察及び医学的助言指導

診察に際しては、既往歴、業務歴、自覚症状、他覚症状等について留意の上、医師が診察を実施し、必要な者に対して医学的な助言を与えること。

(6) 判定

問診、診察及び検査の結果により、判定基準に従って判定を行う。

(7) 事故発生時の対応

検診実施に伴う事故等が発生したときは、第一に現場で応急措置を施した上で、直ちに乙へ連絡し指示を仰ぐとともに、速やかに、その状況、原因、対応策等を「事故報告書」により、文書で提出すること。

なお、事故等の収集及び再検査等に費用が発生した場合は、丙の負担とする。(乙に重大な過失がある場合を除く。)

(8) 検診に係る車両

- ・胃部X線検査車両は原則1台以上(必要に応じて2台以上準備すること)
- ・検診車の故障時等不測の事態に対応できるよう、予備車両を1時間以内に配備するなど万全を期すること。

(9) 検診に係る医師、検査技師及び看護師等

- |   |      |            |
|---|------|------------|
| ア | 医師   | 実施に必要とする人員 |
| イ | 検査技師 | 実施に必要とする人員 |
| ウ | 看護師  | 実施に必要とする人員 |
| エ | 受付要員 | 実施に必要とする人員 |

(10) 基地への入門方法

基地内への入門が必要な場合は、事前に乙を通じて、米軍へスタッフ全員の名簿及び入門車両の車両番号等を提出し、米軍の入門許可を得た上で、米軍担当者によるエスコートで入門する。

(11) 受診者データの貸与

受診者に係る電子計算データは、乙がCDに下記のデータを変換入力し、丙に貸与する。データ形式はエクセルファイル(CSV等)とする。

- (1) 事業者コード
- (2) 所属名・所属コード
- (3) 個人コード
- (4) 氏名
- (5) 性別
- (6) 生年月日

(7) 住所・郵便番号

(12) 検査に伴う諸経費

実施に係る消耗品及び機器の搬入・運搬等に係る諸経費、受診者個人宛の受診票及び結果報告書の作成・送付等の諸経費は丙が負担する。

(13) 秘密等の保持

本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とし、契約書に「保有個人情報の取扱いに関する特約条項」を加え、明記する。

7 結果報告（定期健康診断及び特殊健康診断）

ア 丙は、健康診断終了後40日以内（要調整）に、全ての定期健康診断検査結果（検査値、判定及び基準値を含む。）及び各種統計データを紙媒体で1部、甲が指定する電子データ（CSV形式。必要に応じてEXCEL形式対応も可能とする。）で1部提出するものとする。

イ 当該年度において75歳以下の年齢に達する者の定期健康診断の結果を記録した電子データを厚生労働省が定めるXML標準形式（当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者（以下「特定健康審査対象者」という。）の場合は問診結果を含む）に従い、JLAC10コード（健康診断実施時のプログラム種別はコード030の「事業者健診」とする）で作成し、保険証記号番号を記載した上で、1か月以内（要調整）に1部、駐留軍要員健康保険組合に対し提出するものとする。ただし、40歳未満の者の健診データについてXML標準形式で作成できない場合は、甲と調整の上、CSV形式で作成し、提出することができるものとする。

ウ 丙は、受診者個人への検査結果通知について、個人宛（自宅）に遅滞なく、個人情報の内容が他人の目に触れないよう、安全に配慮の上、送付（特定健康診査対象者については、健診結果に健診結果数値の見方等が記載されたリーフレット等を同封）するものとし、誤送付が生じないように十分注意を払うこと。

提出書類と提出先等

	提出書類	提出先	部数	備考
1	健康診断個人結果通知書 *3	受診者個人	1	
2	健康診断結果報告書 *2	甲の指定する者	1	
3	健康診断結果連名簿 *2	〃	1	
4	健康診断個人票 *1及び*4	〃	1	50音順
5	健診日別受診者報告書	〃	1	
6	検査項目別受診者集計表	〃	1	50音順
7	有所見者リスト *2	〃	1	紙媒体・・・第1報は電話又はメール
8	各種健康診断結果集計表(労基署報告用)	〃	1	指定様式
9	未受診者名簿	〃	1	データ
10	労災二次健康診断対象者名簿 *5	〃	1	

提出書類の種類や電子データ形式等について、丙は甲と十分に調整を図るものとする。

(備考)

- \* 1 労働安全衛生法第66条の3
- \* 2 労働安全衛生規則第51条の2
- \* 3 労働安全衛生規則第51条の4、有機溶剤中毒予防規則第30条の2の2で規定された健康診断の結果等、特殊健康診断で通知が求められる健康診断の結果
- \* 4 有機溶剤中毒予防規則第30条で規定された健康診断個人票(様式第三号)等、特殊健康診断で作成が求められる健康診断個人票
- \* 5 労働者災害補償保険法第26条

## 8 結果報告(成人病予防健康診断)

### (1) 受診者数の報告

乙の求めに応じて、当月における検診項目毎の受診者数を指示する期日までに報告すること。なお、報告様式は丙の任意とする。

### (2) 結果報告書の作成

検診終了後、検査結果を基に結果報告書を作成すること。報告様式は、丙の様式により作成し、速やかに乙に提出すること。

### (3) 結果報告

個人への通知は、自宅へ郵送し、健診結果数値の見方等が記載されたリーフレット等を同封すること。

乙には下記の健康診断結果データを提出すること。

(ア) 成人病予防健康診断検査結果集計表

(イ) 成人病予防健康診断検査結果個人票(受診者氏名の50音順)

(ウ) 成人病予防健康診断検査結果一覧表(受診者氏名の50音順)

また、電算機対応として、全ての検査結果を乙が指定した電子データ(CSV形式)で提出する。

①受診者個人ごとの受診年月日及び所見

②受診者個人ごとの全ての受診項目の検査結果(検査時、判定及び基準値を含む。)

\*血糖検査は、空腹時血糖、随時血糖又はヘモグロビンA1cとする。

### (4) 未受診者リストの作成

検診終了後、速やかに乙に提出すること。

## 9 請求方法

丙は、各検診項目受診内訳を添付の上、定期健康診断及び特殊健康診断の請求書を甲に、成人病予防健康診断の請求書を乙に提出する。

## 10 個人情報の保護について

### (1) 個人情報管理要領

丙は、個人情報の保護に関し、次の各号の要件を満たす個人情報の管理要領を作成し、甲及び乙の確認を受けるものとする。

ア 丙は、個人情報の保全を確実にを行うため、個人情報の保護に関する管理を行う個人情報保護管理者を定めるものとする。

イ 個人情報保護管理者は、役務の履行により取得した個人情報資料の保全のため、あらかじめ施錠できる書庫を定め、当該資料を保管するとともに、台帳等により厳正に管理する。

ウ 個人情報保護管理者は、役務の履行上、作業者に個人情報を閲覧、使用させ、又、使用させるため複製が必要となった場合は、台帳等に当該行為の日付、行為者、行為の内容等を記載する。

エ 個人情報保護管理者から複製された個人情報資料を受領した作業者は、当該資料を施錠できる書庫等に保管し、厳正に管理する。

オ 個人情報保護管理者は、個人情報資料の含まれる電子情報を取得又は製作した場合は、パスワード設定するなど、厳正に管理し、外部ネットワークと物理的に接続しない記憶装置に格納し、担当者以外はアクセスできない環境を確保するとともに、データ漏えい防止の措置を講じる。保有する電子情報について、その管理状況を台帳等に記載する。

カ 個人情報保護管理者は、電子情報をDVD-ROM等の可搬記憶媒体に保存した場合は、当該媒体を施錠できる書庫等に保管し、厳正に管理する。

キ 個人情報保護管理者は、役務終了時には、役務に係る個人情報の内容を消去する。

(2) 丙は、複製又は製作した個人情報資料を役務の完了後、甲及び乙に提出する。

(3) 個人情報保護に係る監査

ア 甲及び乙は、必要に応じ、個人情報の保護に関し、上記(1)の個人情報管理要領に基づく個人情報の保全状況についての監査を実施するものとし、丙は、当該監査に協力するものとする。

イ 丙は、上記アの監査の結果、甲及び乙からは是正の指示があった場合は、これに従うものとする。

## 1.1 その他

ア 問診票の記載内容等を十分確認の上、判定を行うこと。特定健康診査対象者の問診票においては、服薬の記入を特に正確に行うこと。

イ 判定の際に、至急、精密検査が必要と思われる場合は、電話、FAX等で直ちに甲又は乙へ報告するものとする。

ウ 丙は、精密検査及び判定結果の確認等のために甲又は乙が必要と認めた場合で、甲又は乙からX線フィルム(原本)の貸出しの要請があった場合は、甲又は乙に提出すること(契約満了した場合でも4年間は同様の取り扱い)。

エ 産業医や衛生管理者等の職員が健康診断に立ち会う場合があること。

オ 丙は、甲及び乙からの問い合わせ、照会等に誠実に対応すること。

カ この契約の履行により知り得た個人データ等を第三者に漏らし、又は契約以外の目的に利用してはならない。

キ 本仕様書に定めのない事項については、その都度、丙と協議の上、定めるものとする。

役務の種類及び受診予定者数(定期健康診断等)

(単位:人)

健康診断項目	検査項目	受診予定者数 (前期・後期計)	備考
<b>1 定期健康診断A【安衛則第44条/40歳未満の従業員(35歳の従業員を除く)】</b>			
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	40	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する		
血圧測定			
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査		
胸部X線検査	直接撮影		
<b>2 定期健康診断B【安衛則第44条/35歳及び40歳以上の従業員】</b>			
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	34	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する		
血圧測定			
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査		
貧血検査	血色素量、赤血球数		
肝機能検査	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP		
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール、血清トリグリセライド量		
血糖検査	ヘモグロビンA1c(NGSP値とするとともに、NGSP値による表記であることを明記する)		
心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導		
胸部X線検査	直接撮影		
<b>3 定期健康診断C【安衛則第45条 特定業務従事者健康診断】(前期)</b>			
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	261	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する オーディオメーターによる1000Hz及び4000Hzの音に係る検査(判定に影響が出ない環境のもとで実施すること)		
血圧測定			
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査		
貧血検査	血色素量、赤血球数		
肝機能検査	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP		
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール、血清トリグリセライド量		
血糖検査	ヘモグロビンA1c(NGSP値とするとともに、NGSP値による表記であることを明記する)		
心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導		
胸部X線検査	直接撮影		
※聴力検査は、令和5年厚生労働省策定の「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿って実施する			

健康診断項目	検査項目	受診予定者数 (前期・後期計)	備考
<b>4 特定業務従事者健康診断(後期)【労働安全衛生規則第45条に基づく(夜勤者等)】</b>			
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	121	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する オージオメーターによる1000Hz及び4000Hzの音に係る検査 (判定に影響が出ない環境のもとで実施すること)		
血圧測定			
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査		
貧血検査	血色素量、赤血球数		
肝機能検査	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP		
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール、 血清トリグリセライド量		
血糖検査	ヘモグロビンA1c(NGSP値とするともに、NGSP値による 表記であることを明記する)		
心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導		
※聴力検査は、令和5年厚生労働省策定の「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿って実施する			
<b>5 給食従業員の検便検査【安衛則第47条に基づく】</b>			
糞便検査	塗抹顕微鏡検査	5	
	糞便検査判断料		
	細菌培養同定検査		
	微生物学的検査判断料		
	腸内細菌検査(赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、その他のサルモネラ)		
<b>6 じん肺健康診断</b>			
問診	粉じん作業についての職歴の調査 (自覚症状の推移も判定材料に加える)	12	
胸部X線検査	直接撮影		
※金属アーク溶接等作業従事者を含む			
※石綿健康診断と重複する者は、石綿の胸部X線フィルムを使用して画像検査を行う			
<b>7 鉛健康診断</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	16	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
採血検査	血中鉛量検査		
尿検査	尿中デルタアミルプリン酸量検査		
<b>8 有機溶剤等健康診断A(キシレン・トルエン)</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	23	
	作業条件の簡易な調査		
	有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他 覚症状の既往歴の有無		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(馬尿酸)		
	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(メチル馬尿酸)		

健康診断項目	検査項目	受診予定者数 (前期・後期計)	備考
<b>9 鉛・有機溶剤等健康診断A(キシレン・トルエン)を併せて受診する場合</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	42	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
血液検査	血中鉛量検査		
尿検査	尿中デルタアミルプリン酸量検査		
	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(馬尿酸)		
	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(メチル馬尿酸)		
<b>10 有機溶剤等健康診断B(アセトン)</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	17	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
<b>11 有機溶剤等健康診断C(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超)</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	36	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
<b>12 特定化学物質等健康診断A(エチルベンゼン1%超)</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	52	
	作業条件の簡易な調査		
	眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(マンデル酸の総量)		
<b>13 特定化学物質等健康診断B(マンガン又はその化合物重量1%超含有取扱業務)※塩基性酸化マンガンを含む</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	3	
	作業条件の簡易な調査		
	マンガンまたはその化合物によるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査		
	せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査		
握力の測定			
<b>14 特定化学物質等健康診断C(溶接ヒューム重量1%超含有取扱業務)</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	23	
	作業条件の簡易な調査		
	溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査		
	せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査		
握力の測定			
<b>15 騒音健康診断</b>			
問診	既往歴及び業務歴の調査	87	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
騒音1次	オージオメータによる選別聴力検査		
騒音2次	オージオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、6,000及び8,000Hzにおける聴力の検査		
※聴力検査は、令和5年厚生労働省策定の「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿って実施する。			
※聴力検査の測定時には、判定に影響が出ない環境のもとで実施する。			

健康診断項目	検査項目	受診予定者数 (前期・後期計)	備考
<b>16 予防接種(消防関係)</b>			
破傷風	問診、沈降破傷風トキソイド	10	
<b>17 石綿健康診断</b>			
問診・視診等	業務の経歴の調査	51	
	石綿による咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査		
	咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査		
胸部X線検査	直接撮影		
<b>18 石綿健康診断(二次健診)</b>			
問診・視診等	作業条件の簡易な調査	1	
	胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰細胞診又は気管支鏡検査		

受診票等の送料

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
<b>1 個人受診票</b>			
定期健康診断個人受診票	全受診者(検査容器を含む)	328	
特殊健康診断個人受診票(後期)	騒音、特定業務	127	
<b>2 個人結果通知票</b>			
定期健康診断個人結果通知票	全受診者	328	
特殊健康診断個人結果通知票(前期)	じん肺、石綿、有機溶剤、鉛、特定化学	127	
特殊健康診断個人結果通知票(後期)	じん肺、石綿、有機溶剤、鉛、特定化学、騒音、特定業務	127	

医師の指示事項(再検査)

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
<b>医師の指示事項(再検査)</b>			
血圧測定		1	
貧血検査	血色素量、赤血球数	1	
肝機能検査	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP	1	

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール	1	
	高比重リポ蛋白コレステロール		
	血清トリグリセライド量		
血糖検査	ヘモグロビンA1c	1	
尿検査		1	
心電図検査	四肢極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	1	
視力検査		1	
胸部X線検査	直接撮影	1	
聴力検査	オーディオメータ	1	

役務の種類及び受診予定者数(成人病予防健康診断)

(単位:人)

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
胃検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	44	
	胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査 (胃検査は、間接撮影による胃部エックス線検査を原則とする。) (胃内視鏡検査で実施可能な場合は、以下の場合に限る。 (1)胃部エックス線検査で実施可能な医療機関がない場合 (2)胃部エックス線検査装置の安全構造上又は既往歴により安全に胃部エックス線検査が実施できないと契約した医療機関によって判断され、支部においてその事実を確認できた場合)		
心電図検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	28	
	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導		
肝機能検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	29	
	AST(GOT)		
	ALT(GPT)		
	γ-GTP		
	血清総コレステロール(又はLDL-コレステロール)		
	HDL-コレステロール		
	血清トリグリセライド		
	血糖検査(空腹時血糖、随時血糖又はヘモグロビンA1c) 貧血検査(赤血球数、血色素量)		
大腸ガン検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	110	
	便潜血反応検査(2日法による)		
肺ガン検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	92	
	喀痰細胞診検査(喀痰採取の方法は、起床時の早朝痰を原則とし最低3日の蓄痰とする。)		